

令和6年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和7年1月1日から令和7年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
こども育成課	令和7年度市立保育所貸ふとん業務（単備契約）	令和7年3月7日	小山株式会社	令和7年4月1日～令和8年3月31日	820,116	市立保育所の午睡用寝具類（掛け布団、敷き布団、シーツ（額包布、敷袋））の納入及び回収業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第8号	指名競争入札を実施した結果、応札が1社のみのため不調となりました。また、応札の1者に本業務の受注可否を確認したところ、受注不可との回答でした。再入札を実施すれば4月初日から業務開始に間に合わず、保育園運営に支障をきたすことから前年度契約者と協議した結果、対応可能との回答があったので、同社との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度富田林市体調不良児対応型病児保育事業業務（くみの木こども園なかの）	令和7年3月26日	社会福祉法人ラポール会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	2,200,000	保育所・認定こども園において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	体調不良児対応型病児保育事業は、保育所等において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応等を実施する事業です。事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度富田林市体調不良児対応型病児保育事業業務（みどり保育園）	令和7年3月27日	社会福祉法人光久福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	4,500,000	保育所・認定こども園において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	体調不良児対応型病児保育事業は、保育所等において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応等を実施する事業です。事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度富田林市体調不良児対応型病児保育事業業務（梅の里こども園）	令和7年3月27日	社会福祉法人光久福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	4,496,000	保育所・認定こども園において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	体調不良児対応型病児保育事業は、保育所等において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応等を実施する事業です。事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度富田林市体調不良児対応型病児保育事業業務（寺池台こども園）	令和7年3月27日	社会福祉法人光久福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	4,496,000	保育所・認定こども園において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	体調不良児対応型病児保育事業は、保育所等において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応等を実施する事業です。事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度富田林市体調不良児対応型病児保育事業業務（葵音つばさこども園）	令和7年3月27日	社会福祉法人博光福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	4,500,000	保育所・認定こども園において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	体調不良児対応型病児保育事業は、保育所等において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応等を実施する事業です。事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度富田林市体調不良児対応型病児保育事業業務（げんき桜こども園）	令和7年3月27日	社会福祉法人千早亦阪福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	4,496,000	保育所・認定こども園において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	体調不良児対応型病児保育事業は、保育所等において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応等を実施する事業です。事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度 富田林市幼稚園型一時預かり事業業務（梅の里こども園）	令和7年3月31日	社会福祉法人光久福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	1,053,400	認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している認定こども園1号（教育）において、当該児童を一時的に通常保育以上の保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	幼稚園型一時預かり事業は、幼稚園・認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している幼稚園・認定こども園の1号（教育）において、一時的に当該児童を通常保育時間以上の保育するものです。社会福祉法人光久福祉会は事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度 富田林市幼稚園型一時預かり事業業務（葵音つばさこども園）	令和7年3月31日	社会福祉法人博光福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	1,531,650	認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している認定こども園1号（教育）において、当該児童を一時的に通常保育以上の保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	幼稚園型一時預かり事業は、幼稚園・認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している幼稚園・認定こども園の1号（教育）において、一時的に当該児童を通常保育時間以上の保育するものです。社会福祉法人博光福祉会は事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度 富田林市幼稚園型一時預かり事業業務（寺池台こども園）	令和7年3月31日	社会福祉法人光久福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	878,600	認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している認定こども園1号（教育）において、当該児童を一時的に通常保育以上の保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	幼稚園型一時預かり事業は、幼稚園・認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している幼稚園・認定こども園の1号（教育）において、一時的に当該児童を通常保育時間以上の保育するものです。社会福祉法人光久福祉会は事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、当該事業の業務委託について、特命随意契約を希望します。
こども育成課	令和7年度 富田林市幼稚園型一時預かり事業業務（くみの木こども園なかの）	令和7年3月31日	社会福祉法人ラポール会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	905,300	認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している認定こども園1号（教育）において、当該児童を一時的に通常保育以上の保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	幼稚園型一時預かり事業は、幼稚園・認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している幼稚園・認定こども園の1号（教育）において、一時的に当該児童を通常保育時間以上の保育するものです。社会福祉法人ラポール会は事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、当該事業の業務委託について、特命随意契約を希望します。
こども育成課	令和7年度 富田林市一般型一時預かり事業業務（富貴の里保育園）	令和7年3月27日	社会福祉法人凜優会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	2,849,650	保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に市内認可保育所等において、当該児童を一時的に保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	一般型一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、市内認可保育所等において、一時的に当該児童を保育するものです。社会福祉法人凜優会は、事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。

令和6年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和7年1月1日から令和7年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
こども育成課	令和7年度 富田林市一般型一時預かり事業業務（くみの木こども園なかの）	令和7年3月27日	社会福祉法人ラポール会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,888,500	保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に市内認可保育所等において、当該児童を一時的に保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	一般型一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、市内認可保育所等において、一時的に当該児童を保育するものです。社会福祉法人ラポール会は、事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度 富田林市一般型一時預かり事業業務（葵音つばさこども園）	令和7年3月27日	社会福祉法人博光福祉会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,865,500	保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に市内認可保育所等において、当該児童を一時的に保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	一般型一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、市内認可保育所等において、一時的に当該児童を保育するものです。社会福祉法人博光福祉会は、事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度 富田林市一般型一時預かり事業業務（梅の里こども園）	令和7年3月27日	社会福祉法人光久福祉会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,859,000	保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に市内認可保育所等において、当該児童を一時的に保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	一般型一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、市内認可保育所等において、一時的に当該児童を保育するものです。社会福祉法人光久福祉会は、事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度 富田林市一般型一時預かり事業業務（寺池台こども園）	令和7年3月27日	社会福祉法人光久福祉会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,836,900	保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に市内認可保育所等において、当該児童を一時的に保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	一般型一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、市内認可保育所等において、一時的に当該児童を保育するものです。社会福祉法人光久福祉会は、事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和7年度富田林市立保育園システム「HOICT」保守業務	令和7年3月27日	株式会社両備システムズ	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,732,400	保育園システム「HOICT」の保守委託契約の締結について、本システムの正常な運用を維持するための保守業務または、アクセス監視やセキュリティ対策、ヘルプデスク設置等することで、保育園に円滑な業務をもたらすための業務保守の委託。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	現在導入している保育園運営システム「HOICT」は、株式会社両備システムズが開発した独自のシステムであり、システム保守につきましては、他社では業務処理が不可能であるため、同社との特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	金剛保育園電気設備緊急改修工事	令和7年3月11日	青南電気株式会社 富田林支店	令和6年8月23日 ～ 令和7年2月28日	2,002,000	高圧気中開閉器（PAS）及び変圧器改修に伴う電気設備工事一式	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	工事場所の近くに会社があり即対応可能な為。
こども政策課	富田林市つどいの広場事業運営業務（寺池台実施）	令和7年3月31日	特定非営利活動法人ふらっとスペース金剛	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	11,385,000	主に0～3歳の乳幼児とその親が気軽に、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	当該委託業務については、平成17年8月からNPO法人ふらっとスペース金剛に委託しており、市民に広く認知されているのみならず、先駆的な取り組みで全国的にもつどいの広場事業の運営事業者として認知されております。加えて、保育士などの有資格者を多数擁しており、つどいの広場を運営するにあたり充実した体制を確保できることから、事業効果も高いと考えられるため、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども政策課	富田林市地域子育て支援センター事業運営業務（梅の里こども園）	令和7年3月31日	社会福祉法人光久福祉会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	11,331,000	主に0～3歳児の乳幼児とその親が集い、交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	富田林市地域子育て支援センター事業運営業務は、平成18年度から（福）光久福祉会に委託して事業を実施しており、親子が集う交流の場の提供および育児相談等も行う専門性の高い事業であることから、国の定める地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、その実施要件に該当するものとして市が保育所を指定し、指定された保育所に対して事業を委託するものであり、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども政策課	富田林市地域子育て支援センター事業運営業務（富貴の里保育園）	令和7年3月31日	社会福祉法人凜僊会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	11,331,000	主に0～3歳児の乳幼児とその親が集い、交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	富田林市地域子育て支援センター事業運営業務は、平成11年度から（福）凜僊会に委託して事業を実施しており、親子が集う交流の場の提供および育児相談等も行う専門性の高い事業であることから、国の定める地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、その実施要件に該当するものとして市が保育所を指定し、指定された保育所に対して事業を委託するものであり、同法人との特命随意契約を希望するものです。
こども政策課	富田林市つどいの広場事業運営業務（すこやかひろば須賀）	令和7年3月31日	特定非営利活動法人ネットワークすこやか	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	8,538,000	主に0～3歳の乳幼児とその親が気軽に、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	特定非営利活動法人ネットワークすこやかは、平成19年6月から市の委託事業としてつどいの広場事業を実施しています。 同法人は、コミュニケーションワーカー事業を行っていたため、地域の相談に関わってきた実績から子育てに関する相談に対応できるノウハウも持っており、つどいの広場を運営するにあたり、充実した体制を確保でき、事業効果も高いと考えられるため、随意契約を希望するものです。
こども政策課	富田林市つどいの広場事業運営業務（レインボーホール）	令和7年3月31日	特定非営利活動法人ふらっとスペース金剛	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6,088,000	主に0～3歳の乳幼児とその親が気軽に、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	当該委託業務については、平成19年度からNPO法人ふらっとスペース金剛に委託しており、市民に広く認知されているのみならず、先駆的な取り組みで全国的にもつどいの広場事業の運営事業者として認知されております。加えて、保育士などの有資格者を多数擁しており、つどいの広場を運営するにあたり、充実した体制を確保できることから、事業効果も高いと考えられ随意契約を希望するものです。
こども政策課	富田林市つどいの広場事業運営業務（かがりの郷）	令和7年3月31日	特定非営利活動法人ふらっとスペース金剛	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6,088,000	主に0～3歳の乳幼児とその親が気軽に、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	当該委託業務については、平成19年度からNPO法人ふらっとスペース金剛に委託しており、市民に広く認知されているのみならず、先駆的な取り組みで全国的にもつどいの広場事業の運営事業者として認知されております。加えて、保育士などの有資格者を多数擁しており、つどいの広場を運営するにあたり、充実した体制を確保できることから、事業効果も高いと考えられるため、随意契約を希望するものです。

令和6年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和7年1月1日から令和7年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
こども政策課	富田林市つどいの広場事業運営業務（すばるホール）	令和7年3月31日	特定非営利活動法人ふらっとスペース金剛	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6,088,000	主に0～3歳の乳幼児とその親が気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	当該委託業務については、つどいの広場事業委託事業者選定委員会で選定されたNPO法人ふらっとスペース金剛に平成21年6月から委託しており、市民に広く認知されているのみならず、先駆的な取り組みで全国的にもつどいの広場事業の運営事業者として認知されております。加えて、保育士などの有資格者を多数揃えており、充実した体制を確保できることから、事業効果も高いと考えられるため、随意契約を希望するものです。
こども政策課	富田林市つどいの広場事業運営業務（すこやかひろば東条）	令和7年3月31日	特定非営利活動法人ネットワークすこやか	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6,088,000	主に0～3歳の乳幼児とその親が気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	特定非営利活動法人ネットワークすこやかは、平成19年6月から市の委託事業としてつどいの広場事業を実施しています。同法人は、コミュニティーソーシャルワーカー事業を行っていたため、地域の相談に関わってきた実績から子育てに関する相談に対応できるノウハウも持っており、つどいの広場を運営するにあたり、充実した体制を確保でき、事業効果も高いと考えられるため、随意契約を希望するものです。
こども政策課	令和7年度 児童手当システム・児童扶養手当システム保守業務	令和7年3月21日	日本電子計算株式会社 大阪支店	令和7年4月1日 ～ 令和7年12月31日	1,584,000	児童手当及び児童扶養手当の認定、支給業務にしようするシステムについての保守業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同社と契約を締結するのが最適であるため。